

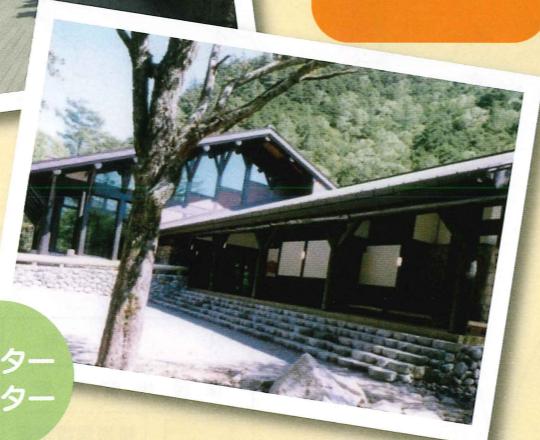
<国立公園の利用>

国立公園の利用には、訪れる観光客や地域住民が自然を体験して楽しむための施設が必要です。国や地方自治体、民間事業者は、定められた計画に基づき、公園事業として施設の設置・整備を行います。

施設整備 事例



歩道
(ウッドデッキ)



ビズターセンター



公衆トイレ

また、国立公園で行われる様々な自然体験活動(例えば、登山やスノーケリング、野鳥観察など)において、マナーの普及啓発や、適正な利用のためのルールを定めるなどの、自然環境へ負荷を与えない観光としてのエコツーリズムの推進に努めます。

Q&A よくある質問

Q1 国立公園に指定されると立入り禁止になるのですか?

A 立入制限はかかりません。

Q2 山できのこや山菜を探れなくなるの?

A 特別地域ではこれまでどおり採ることに制限はかかりません。ただし、特別保護地区内では規制対象となります。また、条例などで既に規制されている植物は規制対象となります。

Q3 山でイノシシ猟はこれまでどおりできるの?

A 特別地域ではこれまでどおり猟はできます。ただし、特別保護地区内では規制対象となります。

Q4 サンゴ礁などの浅瀬でタコや貝、アオサを捕れなくなるの?

A 国立公園内であってもこれまでどおり、捕ることに制限はかかりません。ただし、海域公園地区では、主に観賞用熱帯魚などの一部の魚は規制対象となります。

Q5 申請手続きの相談窓口はどこになりますか?

A 中ページに記載された環境省の出先事務所になります。



編集後記

この度、多くの関係者や住民の皆さんのご理解とご協力により、奄美群島国立公園を指定することができました。この場を借りて、感謝申し上げます。今後は自然保護と適正な利用の両立を図りながら、地域の発展に貢献できる国立公園を目指していきたいと思います。これから末永くよろしくお願いいたします。(レンジャー編集長)

連絡先：環境省奄美自然保護官事務所
電話：0997-55-8620

NEWS

このニュースレターでは、奄美群島にお住まいのみなさんに、世界自然遺産登録や国立公園指定に向けた取組状況をお知らせします。ぜひお読みいただき、奄美のことを一緒に考えていきましょう!

LETTER



奄美群島 国立公園 指定特別号

奄美群島国立公園は平成29年3月7日に全国で34番目の国立公園に指定されました。今回は指定特別号として、あなたのお住まいの地域の国立公園区域を紹介していきます。

強
規制
許可制
届出制
弱

4ページ
発信!

奄美 シマの 自然と文化を

世界へ!

発行：環境省奄美自然保護官事務所

〈国立公園とは〉

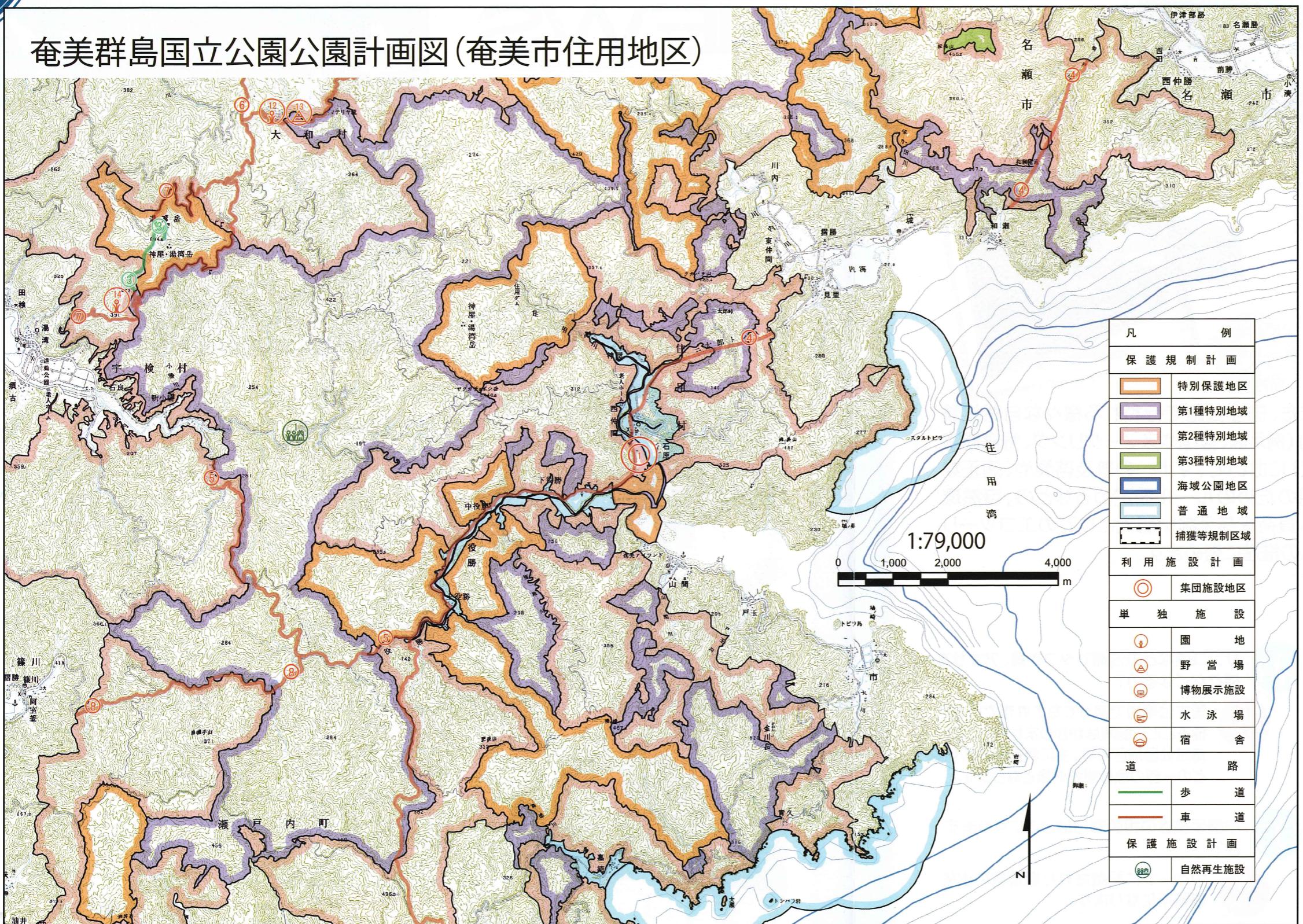
国立公園は、日本を代表する自然の風景地として、自然公園法に基づき、国が指定するものです。すぐれた自然を守り、その魅力を後世に伝えていくために、環境省をはじめ、地域の関係機関や団体等が協力して自然の保護と利用を推進するための様々な取り組みが、計画・実施されます。

〈国立公園の保護〉

国立公園には原生的な自然だけでなく、森林や農地、集落などの多様な地域を含んでいます。そのため、保護のレベルを段階的に設定し、公園内で行うことができる行為を規制する計画を定めています。その計画では特別保護地区、第1種～第3種特別地域、海域公園地区、普通地域の6つの地種区分を設けており、規制される行為の種類や規模はこれらの地種区分に応じて定められています。これにより自然環境や利用状況を考慮した、自然の保護と人の活動が両立できる仕組みになっています。

特別保護地区	◆公園の中で、特にすぐれた自然景観を保持し、最も厳しく行為が規制されます
第1種特別地域	◆特別保護地区に準ずる景観をもち、現在の景観を極力保護することが必要な地域。
第2種特別地域	◆農林漁業活動について、努めて調整を図りながら景観を維持することが必要な地域。
第3種特別地域	◆通常の農林漁業活動については規制のかからない地域。
普通地域	◆上記地域の保護のための緩衝地域。

奄美群島国立公園公園計画図(奄美市住用地区)



特別保護地区・特別地域の規制内容

- | | |
|---------|--|
| 第1種特別地域 | ①工作物の新改増築
②木竹の伐採
③鉱物の採掘・土石の採取
④河川・湖沼の水位水量の増減
⑤指定された湖沼への汚水排出等
⑥広告物の設置・掲出・表示等
⑦野外での物の集積・貯蔵 (指定物=土石・廃棄物等)
⑧水面の埋立・干拓
⑨土地の形状変更
⑩指定された動物(虫等)・植物の捕獲殺傷・採取損傷、放出
⑪工作物等の色彩の変更
⑫指定された区域への立入り、車馬等の乗り入れ |
| 第2種特別地域 | ⑬木竹の損傷
⑭木竹の植栽
⑮家畜放牧
⑯野外での物の集積・貯蔵
⑰火入れ・たき火
⑱動植物の捕獲殺傷・採取損傷、落葉落枝採取、放出
⑲道路等以外での車馬の乗り入れ
⑳指定された区域への立入り |
| 第3種特別地域 | |

- 特別保護地区の規制に加えて、
- ⑬木竹の損傷
 - ⑭木竹の植栽
 - ⑮家畜放牧
 - ⑯野外での物の集積・貯蔵
 - ⑰火入れ・たき火
 - ⑱動植物の捕獲殺傷・採取損傷、落葉落枝採取、放出
 - ⑲道路等以外での車馬の乗り入れ
 - ⑳指定された区域への立入り

海域公園地区・普通地域の規制内容

- | | |
|--------|---|
| 海域公園地区 | ①工作物の新改増築
(★漁業に必要なもの除く。以下、同じ)
②鉱物の採掘・土石の採取 (★)
③広告物の設置・掲出・表示等 (★)
④指定された動植物の捕獲殺傷・採取損傷
⑤海底の埋立・干拓
⑥海底の形状変更 (★)
⑦物の係留 (★)
⑧汚水・排水の排出
⑨指定区域内での動力船使用 |
|--------|---|

- | | |
|--------------|--|
| 普通地域
※陸・海 | ①一定規模以上の工作物の新改増築
(建築物高さ13m又は延面積1000m ² 、
鉄塔高さ30m、送水管長さ70mなど)
②特別地域内の河川・湖沼等の水位・水量増減
③広告物の掲出、設置、表示
④水面の埋立・干拓
⑤鉱物の掘採・土石の採取
⑥土地の形状変更 (海域では海域公園から1km内のみ)
⑦海底の形状変更 (海域公園から1km内のみ) |
|--------------|--|

国立公園内で、これらの行為を行う際は事前に下の事務所までご相談ください。
国立公園制度や各種手続きについてもこちらまでお問い合わせください。

奄美自然保護官事務所(奄美野生生物保護センター)
電話 0997-55-8620

<特別地域における手続きの有無>

- 通常の農作業(苗の植え付け、除草、農薬散布、施肥、灌水、施肥、収穫)や農業用に栽培した木(例:たんかん)の伐採には手続きは必要ありません。ただし、畑の新たな開墾や畑の勾配修正など、土地の形状を変更する行為については手続きが必要になります。
- 林業においては、育苗、地拵え、植林、下刈り、間伐には手続きは必要ありません。主伐や林道の設置にあたっては手続きが必要となります。
- 畜産業においては、牧草の播種、刈り取り、灌木の除去、放牧(現在放牧中の区域に限る)、畜舎の設置(ただし、道路から20m以上離れている場合)、水槽の設置は手続きが必要ありません。新たな場所に放牧したり、道路から20m以内の範囲で畜舎を設置する場合には手続きが必要です。
- 宅地や別荘の場合、門、生垣の設置や工作物の修繕、宅地内の木竹の伐採は、手続きは必要ありません。家や車庫、物置、取り付け道路の新改増築には手続きが必要となります。

奄美大島



<普通地域>

普通地域では、通常の農作業、林業、畜産業や日常生活を営むことにほとんど規制はかかりません。ただし、新たな農地の開拓や高さ13m以上の大規模建築物の設置などを行う際には、事前の届出が必要です。

14地域各地区名

- | | | |
|-----------|--------|--------|
| 1 奄美市笠利地区 | 6 瀬戸内町 | 11 伊仙町 |
| 2 奄美市名瀬地区 | 7 龍郷町 | 12 和泊町 |
| 3 奄美市住用地区 | 8 喜界町 | 13 知名町 |
| 4 大和村 | 9 徳之島町 | 14 与論町 |
| 5 宇椙村 | 10 天城町 | |